車輌買取契約約款

第１条　売買契約の成立

1.この約款は、この書類の表面（以下、「表面」といいます）に記載されている事項と一体となって、売買契約の内容になります。

2.売主は買主に対し、表面「車輌・装備明細」欄に記載の自動車（以下、本車輌といいます）を表面に記載した代金額で売渡しします。
ただし、この代金額には、次のものを含みます。
a.車輌本体価格
b.車輌本体価格に対する消費税
c.自動車税未経過相当額
d.リサイクル預託金相当額
e.自動車重量税未経過相当額（永久抹消される場合のみ）

第２条　契約にあたっての売主の確認

売主は、この売買契約をするにあたって、本車輌について次のことを確認します。
①盗難車、遺失車等、他に正当な所有者・使用者がいる車輌でないこと。
②本車輌の事故歴、修復歴、改造、接合、冠水歴、距離計交換、距離数巻き戻し、外色の塗り替え、エンジンチェックランプ等の警告灯点灯の有無及び、走行距離について売主が申告した表面の記載が真実で、その内容に間違いないこと。
③本車輌のローン残金および本車輌を担保とする借入金の有無、自動車税の未納状況が表面記載のとおりであること。
④売主が未成年の場合、親権者の同意があること。

第３条　車輌および書類等の引渡しと代金支払の時期

1.売主は、表面記載の期日に本車輌を買主に引渡します。
2.売主は、表面記載の期日に本車輌の所有者名義を買主が変更するために必要な表面記載の書類等を買主に交付し、買主は、この書類等と引き換えに、表面記載の期日に代金を売主に支払います。
3.ローン残金、本車輌を担保とする借入金、自動車税の未納等、本車輌に関する債務が残っている場合、買主は、代金の額からその分を差し引き、買主の側でこれらの精算をするか、又は、車輌受け渡し期日までに売主側で精算を完了するものとします。
ただし、本車輌に関する残債務が売買代金の額を超えている場合、売主は、表面記載の本車輌引渡し期日までに、その不足分の精算を済ませるものとします。

第４条　解約（キャンセル）

1. 売主は、表面記載の車輌引渡し期日までの間にかぎり、買主に書類で通知して、この契約を解約（キャンセル）することができます。
ただし、売主は、買主から手付金または売買代金の内金を受領している場合は、それを返還するのと同時でなければこの契約を解約（キャンセル）することはできません。
2. 車輌入庫後の解約は原則として不可とします。

第５条　契約解除

1.次のいずれかの場合、買主は、売主に対する事前の通知・催告なしに、ただちにこの売買契約を解除することができます。
①第2条①に反する事実が判明したとき。
②本車輌の事故歴、修復歴、改造、接合、冠水歴、距離計交換、距離数巻き戻し、外色の塗り替え、エンジンチェックランプ等の警告灯点灯の有無及び走行距離に関して、中古自動車取引業界における一般的かつ標準的な車輌検査において判明しない瑕疵があり、売買契約の目的を達成できないほどの重要な内容であるとき。
③売主が第3条3項ただし書に記載した不足分の精算を怠り、または第2条③の申告を超える本車輌に関する債務があって、買主が期限を定めて催告しても、売主がなおこれらの精算を完了しないとき。

2.この売買契約書が解除された場合、売主は、ただちに、受領済みの代金の全部を買主に返還しなくてはなりません。
ただし、この解除が第2条①に違反したことによるものである場合、売主は本車輌の返還を受けなくても、受領済みの代金を買主に返還しなくてはなりません。

第６条　損害賠償など

1.第2条①に反する事実があって、本車輌が正当な権利を有する第三者によって回収された場合、買主は売主に対して、次のaかbのどちらかをその損害として請求できるものとします。
a.買主が本車輌を他に転売していたときは、その転売額。
（但し、この売買契約の代金は相殺できる）
b.買主が本車輌をまだ転売していないときは、この売買契約の代金の110％相当額、
（但し、この売買契約の代金は相殺できる）及び売買契約後に買主が支出した修理・整備・加修の各費用。

2.本車輌の事故歴、修復歴、改造、接合、冠水歴、距離計交換、距離数巻き戻し、外色の塗り替え、エンジンチェックランプ等の警告灯点灯の有無及び走行距離について売主の申告との相違や新たな瑕疵が判明して買主に損害が生じた場合には、買主は売主に対して、買主に生じた損害の賠償請求ができる。なお、双方協議のもと、相当額による再契約又は車輌の返却をすることができる。

第７条　個人情報の利用目的

買主は、下記の目的のため、売主の住所、氏名など表面記載の個人情報を利用します。
1.査定・買取・販売情報のお知らせ
2.各種イベント・キャンペーン/セールのご案内
3.本車輌に関するアフターサービスの実施
4.商品開発あるいは顧客満足度向上策の検討
5.車輌販売業務およびこれらに付随ずる業務（日本オートオークション協議会等、業務執行上必要な第三者へ車輌情報を提供する場合がございます）

第８条　業務履行地と裁判管轄

この売買契約に定められた義務の履行地は、売主が車輌を売り渡した買主の営業所とし、これに関する紛争については、その営業所の所在地を管轄する裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上